

商標権	判決年月日	平成３０年９月２６日	担当部	知財高裁第２部
	事 件 番 号	平成３０年（行ケ）第１００６５号		
○図形部分，欧文字部分及び漢字部分からなる結合商標について，欧文字部分を抽出して分離観察した上で引用商標との類否判断を行い，商標法４条１項１１号に該当すると判断された事例。				

（事件類型）商標登録取消決定取消 （結論）請求棄却

（関連条文）商標法4条1項11号

（関連する権利番号等）商標登録番号第5946945号，異議2017－900255号

判 決 要 旨

1 異議申立人は，平成29年8月10日，本件商標登録につき，「A I C O M」等からなる引用商標1～9（いずれも「アイコム」との称呼が生じるものである。）に基づいて，登録異議の申立てをしたところ，特許庁が，商標法4条1項11号に該当するとして，本件商標登録を取り消すとの決定をした。

【本件商標】



2 本判決は，以下のとおり，本件商標は商標法4条1項11号に該当するとして，上記決定の取消しを求めた本件請求を棄却した。

(1) 分離観察の要否

本件商標において，図形部分，欧文字部分及び漢字部分は，いずれもそれぞれに重なり合うことなく，独立に表されている。

欧文字部分と漢字部分との間に外観や観念上，何らかの関連性があるとは認められない上，この両部分を併せた称呼である「アイコムアタデンシン」はやや冗長である。

図形部分も，何らの称呼や観念も生じないもので，外観，称呼及び観念の各点で欧文字部分及び漢字部分のいずれとも何らの関連性が認められず，各構成部分は，いずれも指定商品との関係でそれぞれ独立して出所識別機能を有し得るものである。

結合商標においては要部が複数生じることもあり，「亞太電信」の漢字部分が要部となるとしても，そのことによって直ちに「A i C O M」の欧文字部分が要部とならなくなるものではない。

そうすると，本件商標の各構成部分が，分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているとは認められず，本件商標から「A i C O M」の欧

文字部分を要部として観察することは許されるというべきである。

(2) 「A i C O M」の欧文字部分を要部として抽出した場合，本件商標と引用商標 1～9 は称呼を同じくし，引用商標の一部とは外観も類似しているといえ，類似した商標である。また，亜太電信との漢字部分が打消し表示となるものでもない。